

佐賀県告示第86号

鳥獣保護区の指定（平成元年佐賀県告示第702号）の一部を次のように改正し、令和元年11月1日から施行する。

令和元年10月11日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>その(1)</p> <p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p>嬉野市嬉野町大字下宿の国道34号と<u>県道佐世保嬉野線</u>との交点を起点とし、同所から同<u>県道</u>を北西に進み高速自動車国道九州横断自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北東に進み国道34号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間</p> <p><u>平成21年11月13日から平成31年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、<u>県担当職員や鳥獣保護員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護計画又は特定鳥獣保護管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p> <p>その(2)</p>	<p>その(1)</p> <p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p>嬉野市嬉野町大字下宿の国道34号と<u>市道大畑内野山線</u>との交点を起点とし、同所から同<u>市道</u>を北西に進み高速自動車国道九州横断自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北東に進み国道34号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間</p> <p><u>令和元年11月1日から令和11年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、<u>県担当職員や鳥獣保護管理員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護管理事業計画又は第2種特定鳥獣管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p> <p>その(2)</p>

改正前	改正後
<p>1・2 略</p> <p>3 存続期間 平成21年11月13日から平成31年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p>	<p>1・2 略</p> <p>3 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護管理員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護管理事業計画又は第2種特定鳥獣管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p>